

天災地変直後の職業訓練の意義と役割 ～東日本大震災で被災した女性求職者の事例から～

THE PRESENT CONDITIONS AND ISSUES OF VOCATIONAL TRAINING
AFTER THE NATURAL DISASTERS : CASE OF FEMALE JOBSEEKERS
STRUCK BY THE EARTHQUAKE IN MIYAGI PREFECTURE COASTAL AREA

小形 美樹¹⁾ • 高橋 保幸²⁾ • 高橋 満³⁾

Miki OGATA, Yasuyuki TAKAHASHI, Mitsuru TAKAHASHI

概 要

本稿の目的は、天災地変直後の職業訓練が、被災求職者にとってどのような意味をもつかを検証することにある。本来、職業訓練は職業能力を身につけさせることが目的であるが、昨今では、職業訓練が就業に結びついていないという批判もある。しかしながら、天災地変で大量の失業者が発生した場合、職業訓練は、労働市場が平常に戻るまでの一定の期間、求職者を受け止めるというプール機能をもつ。また、訓練生同士のピア・サポート（仲間による支え合い）は、被災求職者の精神面を支える。本稿では、東日本大震災後に実施された職業訓練を受講した被災地域出身の女性受講者へのインタビュー調査を通じて、彼女らが職業訓練をどのように捉えかを分析し、天災地変直後の職業訓練の意味と役割について考察する。

Abstract

The purpose of this report is to examine the current situation and challenges of vocational training after natural disasters.

The purpose is that the vocational training improves the ability for occupations. However, these days, there is criticism that vocational training does not lead to employment. When a large quantity of unemployed people occur after natural disasters, the vocational training also has the function to take a jobseeker through until the labor market return to normal.

In addition, a Peer Support between trainees supports the psychological jobseeker.
In this report I considered the role of the vocational training after natural disasters.

キーワード：東日本大震災／職業訓練／女性求職者／ピア・サポート

Key words : Great East Japan Earthquake/ Vocational Training/ Female Jobseekers/ Peer Support

1) 仙台青葉学院短期大学 ビジネスキャリア学科 2) 東北大学大学院 教育学研究科 博士課程後期 3) 東北大学大学院 教育学研究科 教授
受理日：2014年1月31日

1. 研究の背景と目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災からまもなく3年を迎える。被災3県（岩手県・宮城県・福島県）においては、震災後2年が経過したころから、復興需要により有効求人倍率が震災前の約2倍になる¹など、人手不足が深刻化した。その一方、希望の就職先が見つからず、職探しを継続する被災者は依然として多い。

復興需要で多いのは、土木・建築・がれき処理などの仕事であるが、長期的雇用への希望や心的外傷ストレス障害（PTSD）から、被災者の中にはこれらの仕事を避ける人も多く、特に体力や家庭の事情等で働き方が制限されがちな女性の雇用環境はいっそう厳しいのが現状である。

このような雇用環境となることは、過去の地震災害の事例からも推測されていた。例えば、松井（2013）は、阪神・淡路大震災では、被災地域で実施される「建設・復旧」の公共事業において、40%以上を被災失業者から雇用することを義務付けたものの、事務職の求職が多い被災者の就労希望と合わせず、実際の雇用にはほとんど結び付かなかつたことに触れ、肉体労働と事務職のミスマッチがあり、第三次産業を中心とした都市経済において生じた事務系の失業者を、復旧事業で生じる肉体労働で吸収しようとしたところに無理があつたことを紹介している。そのうえで、今回の震災における「震災等緊急雇用対策事業」²については、「復旧事業による被災者の雇用は阪神・淡路大震災当時にも試みられたが、業種を限定したことにより、雇用のミスマッチを生んだ。それに対し、今回は、被災者や被災地のニーズを踏まえ、幅広い事業に被災者を雇用することができた。ただし、雇用創出の基金による事業は、緊急対策であり、これらによる雇用は一時的なものである。本格的な雇用の復興のためには、地域の産業そのものを復旧・復興しなければならない」としている。

しかしながら、被災者向け職業訓練については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業訓練施設における被災者向け職業訓練（建設・

住宅設備系の訓練）の概要を述べるにとどまっており、女性が多く受講するITや事務系の訓練については触れておらず、事務職を希望する求職者に対する職業訓練が果たした役割については、検証していない。

今回の地震で甚大な被害を受けたのは海沿いの地域であり、阪神・淡路大震災の被災地のような都市部ではない。ハローワークでは、都市部であっても事務職の求人が少なく、ましてや地方においてはさらに少ないという状況を求職者に話している。そして、女性求職者自身もそのことは認識している。それでも、女性求職者は居住地域に関わらず事務職を希望するが多く、それは震災後も変わらないのが現状である。この背景には先述したような女性特有の事情があるからであろう。また、昨今では、どの職種であってもIT機器を使用するため、ワープロソフトや表計算ソフトの基本的操作は最低限必要な職業能力とされる。よって、事務職としての就職が難しいとわかっていても、職業訓練を受講するのであれば、汎用的に必要とされるIT技術が身につけられる訓練を選択するであろう。本研究では、このような背景も踏まえ、女性求職者が受講する職業訓練の内容と実際にその訓練を受講して職業訓練にどのような意義や価値を見出したかを検証していく。

また、緊急事態に直面したときに必要となる雇用政策のあり方について検討した玄田（2012）も、「あくまでも私見だが、」と前置きしたうえで、「現状の求職者支援制度に過度の期待を抱くべきではない」と感じていることを述べ、その理由として、「いくら県全体としてある程度の訓練が確保されていても、被災市町村には必ずしも十分な機会が存在しているわけではない。訓練機会が偏在する都市部に通うにも、被災地の多くからは鉄道や自動車による移動に時間がかかりすぎ、現実には厳しい。仮に訓練を受けたとしても、建設や介護といった一部の仕事を除き、被災地で訓練に見合った就業機会は限られている」としている。

しかしながら、天災地変等による大量失業が発生した場合、被災求職者は提供された支援制度を

利用するしかないのが現状である。もちろん、求職者が「職業訓練」を受講する目的は就職に役立つ知識や技術を学ぶことではあるが、大量の失業者が発生し、企業の復旧が進んでいない時期であれば、「職業訓練」を受講しながら求人数が増えてくるまで待つという選択肢もある。つまり、「職業訓練」は求職者を受け止めるというプール機能も果たすのである。

また、被災者は時間の経過に伴って、「茫然自失期（災害直後）」、「ハネムーン期（被災者同士が強い連帯感で結ばれる）」、「幻滅期（援助の遅れや行政の失策への不満が噴出する）」、「再建期（復旧が進み、生活のめどがたち始めるころ。フラッシュバックは起こりえるが徐々に回復する）」（東京都福祉保健局 2008）という心理過程を経るという。このような心理過程の途上にある被災求職者にとって、「職業訓練」は就職の手段として職業能力を身につけること以外の意味も併せもつてはなかろうか。

雇用政策に関する調査や報告は多数あるが、一般的な雇用の創出と経済の影響や制度的な問題点は何かといった側面から取り扱っているものが多く、受講者側が職業訓練をどのように受け止めたかについて論じたものはほとんどない。

なお、女性に対する職業訓練については、女性に対する1950年代半ばから1990年代の職業訓練施策の展開をみた浅野（1999）の研究があるが、最近では、取り扱う研究者が少ないうである。実態はともかく、求人や訓練で男女を問うことはなくなったからであろう。

以上のように、震災後の「職業訓練」の実施状況や内容は、統計資料や公的記録、あるいは、他の研究者の調査である程度明らかになっている。よって、本研究では、①被災求職者にとって「職業訓練」はどのような意義があったか、②災害後に実施される「職業訓練」で配慮されなければならないことは何か、③雇用のミスマッチが続く状態ではどのような「職業訓練」が求められるかという3点について、受講者の体験を分析し、被災地域における職業訓練の意義と役割について考察

していく。

2. 被災地の雇用と職業訓練

2-1. 被災3県の雇用状況

『平成24年版労働経済白書』（厚生労働省 2012）によると、震災の翌年度の被災3県の雇用情勢は以下のとおりであった³。

①就業者数は、震災前は275万人前後で推移していたが震災後の4月～6月は約260万人まで落ち込み、その後、7月～9月は270万人程度まで回復したものの、10月～2012年3月は260万人台と低い水準で推移した。

②完全失業者数は、震災前は15万人強で推移していたが、震災後の5月、6月は19万人まで増加し厳しい雇用情勢となったものの、9月以降は15万人前後で推移している。しかし、この背景には、人口流出に伴う労働力人口の減少や非労働力人口の増加も影響していると考えられている。

③有効求人倍率は、震災前は全国の数値より0.1程度低い水準であったが、震災後の4月には低下したものの5月以降は増加し、2012年に入ると被災3県全てにおいて全国の有効求人倍率を上回って推移している。しかし、有効求人倍率の改善状況には地域差がみられ、岩手県及び宮城県では、内陸部と比較して沿岸部の改善の動きが弱い。

④求職者数が全体的に減少しているほか、男性求職者が多い保安、建設、土木の職業で有効求人倍率が高いが、建設、土木の職業では未経験者の就職が困難である。また、女性の求職者数が多く、割合が高い職業のうち、専門的・技術的職業や福祉関連の職業サービスの職業では有効求人倍率が上昇しているものの、事務的職業や販売の職業の有効求人倍率は低い水準のままでいる。さらに、被災3県の沿岸部の主要産業といえる食料品製造業については、食料品製造の職業における有効求人倍率が低く、求職者の希望する職業に見合う求人が不足しており、女性をとりまく雇用環境は男性に比べてより厳しい状況にある。

そして、震災後2年以上が経過した段階では、先述したとおり、有効求人倍率が震災前の約2倍

になっているが、厚生労働省職業安定局雇用政策課では「被災3県の雇用状況について（平成25年7月分）」で雇用の概況を次のように説明している。

○有効求人倍率が3県ともに1倍以上となっており、雇用者数は震災前の水準まで回復しているが、沿岸部では、有効求人倍率は高いものの、人口減少、復旧・復興の遅れにより、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

○建設業、教育・学習支援業、サービス業などで産業別新規求人が好調。建設業等でミスマッチ。

○復興関連求人の確保、当面の雇用の確保、本格的な雇用の創出を図るとともに、求職者の状況を踏まえた的確な職業紹介に努める。また、地域の基幹産業である食料品製造業（水産加工業）等について求人の充足に努める。

2-2. 被災地における女性の雇用環境

前節でみたとおり、女性の雇用環境は男性より厳しい状況にあるが、それには被災地の女性失業者特有の事情がある。この問題については、新聞等でもしばしば報告され、また、東日本大震災女性支援ネットワークが、2011年12月19日、厚生労働大臣に「被災地における女性向け雇用支援策の拡充のお願い」という要望書⁴も提出している。以下、新聞記事⁵と東日本大震災女性支援ネットワークの要望書から被災地の女性特有の事情をまとめてみる。

①震災後、失業保険受給者に占める女性の割合は、被災前の51.8%から58.1%と7%も増加したが、もともと男性よりも非正規雇用の割合が高いため、実際はもっと失業率が高いと予測されること。

②先述したとおり、求人が、復興に関わる建設・土木などの職種に偏っており、女性が希望する事務的職業が少なく、沿岸部では女性の受け皿となっていた食料品製造の職種の求人が不足していること。

③家族構成の変化や転居等により、家計を支える必要となったり、育児や介護の問題が発生した

りして、震災による境遇の変化で働き方が制限されてしまうこと⁶。

2-3. 宮城県における震災以後の職業訓練⁷

求職者に対する人材育成の柱である職業訓練は、震災後、次のように行われている。

職業訓練制度は、再就職を目指すための技能・技術習得を図るもので、公共職業訓練と求職者支援訓練⁸がある。公共職業訓練は、おもに雇用保険受給手続中の人に対象とした訓練で、都道府県内の職業訓練施設で実施する施設内訓練と、民間の事業所に委託して実施する委託訓練がある。

宮城県の公共職業訓練の実施施設は、ポリテクセンター宮城（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）と県立の高等技術専門校（仙台・白石・大崎・石巻・気仙沼）である。平成23年度は、震災復興に關係した訓練として「建築設備施工科」「電気設備施工科（名取実習場）」や「事業所ネットワーク技術サービス科（仙台実習場）」、「東日本大震災に伴う離職者訓練」として「建設重機操作科」「玉掛け・小型移動式クレーン運転科」などが計画・実施された。

また、静岡県では全寮制による建設重機関連の合宿型教育訓練なども開講された。これは、阪神・淡路大震災時の経験を踏まえたものであろう。

求職者支援訓練は、おもに雇用保険を受給できない人を対象とした訓練で、民間事業所等が、パソコン技能、営業・販売・事務分野などの知識や技能を付与する訓練を実施している。津波被災地の開講例は、石巻市では、「ビジネスパソコン基礎科」、「ITビジネス基礎科」、気仙沼市では「介護職員養成科」、岩沼市では「建設機械運転科」などであった。

3. 調査対象者と方法

本研究では、東日本大震災で被災し、その後、職業訓練を受講した女性6名にインタビュー調査を実施した。震災当時の経験を語ることには心理的な損傷等の否定的な影響も生じる恐れがあるため、インタビュー協力に躊躇する人も多く、協力

者を募ることは困難を極めたが、職業訓練の委託先となっている民間教育訓練機関のX社とY社からそれぞれ3名ずつ紹介を受け、調査を実施することができた。調査は、2012年10月末と2013年3月初旬に行なった。

調査対象者の概要は、表1のとおりであるが、個人の特定につながる恐れがあるので、被災地域等については割愛する。

なお、本調査にあたっては、仙台青葉学院短期大学と東北大学教育学研究科の研究倫理規程に基づき、研究倫理審査を受けて研究実施の承認を得るとともに、対象者に対しては、研究における倫理的配慮について説明を行い、録音の了解を得たうえで、同意書をとって実施した。

倫理的配慮の具体的な内容は、①この研究の目的、②個人情報取り扱い（個人が特定できないよう配慮すること）、③調査結果の発表や掲載の方法、④データの管理及び廃棄の方法、⑤予測される不利益とそれを回避する方法（震災時の記憶を語ることにより心身に否定的な影響があった場合には医療従事者や臨床心理士等が適切な対応をすること、同意の拒否・撤回、インタビューの中止により不利益を被ることがないこと）等である。

インタビューは下記の項目に沿って半構造化面接により行い、所用時間は1人当たり90分～120分程度であった。

- ①東日本大震災発生までの経歴
- ②東日本大震災発生後、職業訓練を受けるまでの経緯
- ③就職を希望している職種や勤務地

④職業訓練前に抱いていた職業訓練に関するイメージ

⑤今後の就職に役立つと思った訓練と役立たないと思った訓練

⑥東日本大震災の失業者に必要な職業訓練

⑦職業訓練に関する意見や感想

そして、録音したインタビューデータはテキスト化を行い、Qualitative Data Analysis ソフト「MAXQDA 10」⁹を用いて、意味のまとまりごとに応するコード名（例：震災による人生の変化、受講者の相互作用など）をつけてKJ法に準じて分析を行なった。

4. 結果と考察

4-1. 居住地と女性ゆえの事情

インタビュー対象者の職業キャリアを図示すると図1のとおりである。被災地域では以前より正規雇用の求人数が少なく、また、職種も限られることから、多くの若者が就職のため仙台や首都圏に出ていくことが多かった。今回のインタビュー対象者のうちの4名も高校または専門学校卒業時に一旦は地元を離れて正規雇用で勤務している。

しかし、地元に戻って転職するとなると、パートやアルバイトなどの非正規雇用で働くことを余儀なくされる。さらに、給与も都会に比べかなり低い¹⁰のが現状である。それでも、地元に戻るのは、都会に勤務したものの中高齢の親から帰郷してくることを請われたり、夫との離別により子どもを連れて実家の近くに転居したりという事情からである。さらに、シングルマザーの場合は、子育

表1 インタビュー対象者の概要

No.	仮名	コース	震災後の職業訓練受講期間	年代	配偶者	子	取材日
1	Aさん	訪問介護	2012年4月～7月	30代	無	無	2012/10/31
2	Bさん	IT基礎	2011年5月～9月	30代	無	有	2012/10/31
3	Cさん	IT基礎	2011年5月～9月	30代	無	有	2012/10/31
4	Dさん	IT基礎	2012年10月～2013年1月	40代	無	無	2013/3/2
5	Eさん	①IT基礎 ②IT簿記	①2011年4月～7月 ②2012年10月～2013年1月	30代	無	無	2013/3/2
6	Fさん	IT基礎	2012年12月～2013年3月	40代	無	有	2013/3/8

てと仕事の両立を図らなければならないが、職業訓練期間中も同様で、子育てに支障が出ないよう、玄田（2012）が指摘していたように「移動に時間がかかりすぎ」る訓練所は避けざるを得ず、通えるかどうかを判断基準として訓練コースを選ぶしかない。さらに、被災地域となったことにより、女性にとってはこれまでよりもいっそう雇用の場を見つけることが困難となった。居住地の被災という理由だけではなく、職を得るために仙台市内に転居してハローワークに行き、職業訓練の存在を知ったという人もいる。

もともと女性は、結婚や育児・介護といった理由により、退職や転職、正規雇用から非正規雇用への転換など多くなりがちで、職業キャリアが積みにくいのは周知のことであるが、被災した女性求職者は、震災前から問題とされてきた居住地の雇用状況に加え、被災による生活環境の変化により、二重三重のハンディを負ったわけである。

4-2. 震災による精神面への影響

インタビュー対象者の震災時の状況は、求職者が2名、正規雇用が1名、パート雇用が4名（うち1名が震災当日は休暇取得中）であった。パート雇用の4名は震災後、退職をしているが、表面上は「勤務先の被災」や「仮設住宅等への引越しによる通勤困難」を理由とせざるを得なかったとのことであるが、被災したことにより精神的に勤務を継続することが難しかったことを指摘していた。

「(お客様は) もうみんなすごい状態で来るじゃないですか。いろんな人亡くしてますし。私も仕事もまだ何ヵ月なんで、窓口やらせていただいてたんですけど、そういうときの手続きまでは。で、聞く余裕ももちろんないでしょうし。(中略) あえなく退社、自分からせざる得ないので、すぐまあ、手続きの紙に書いて退社したんですけども」(Aさん)

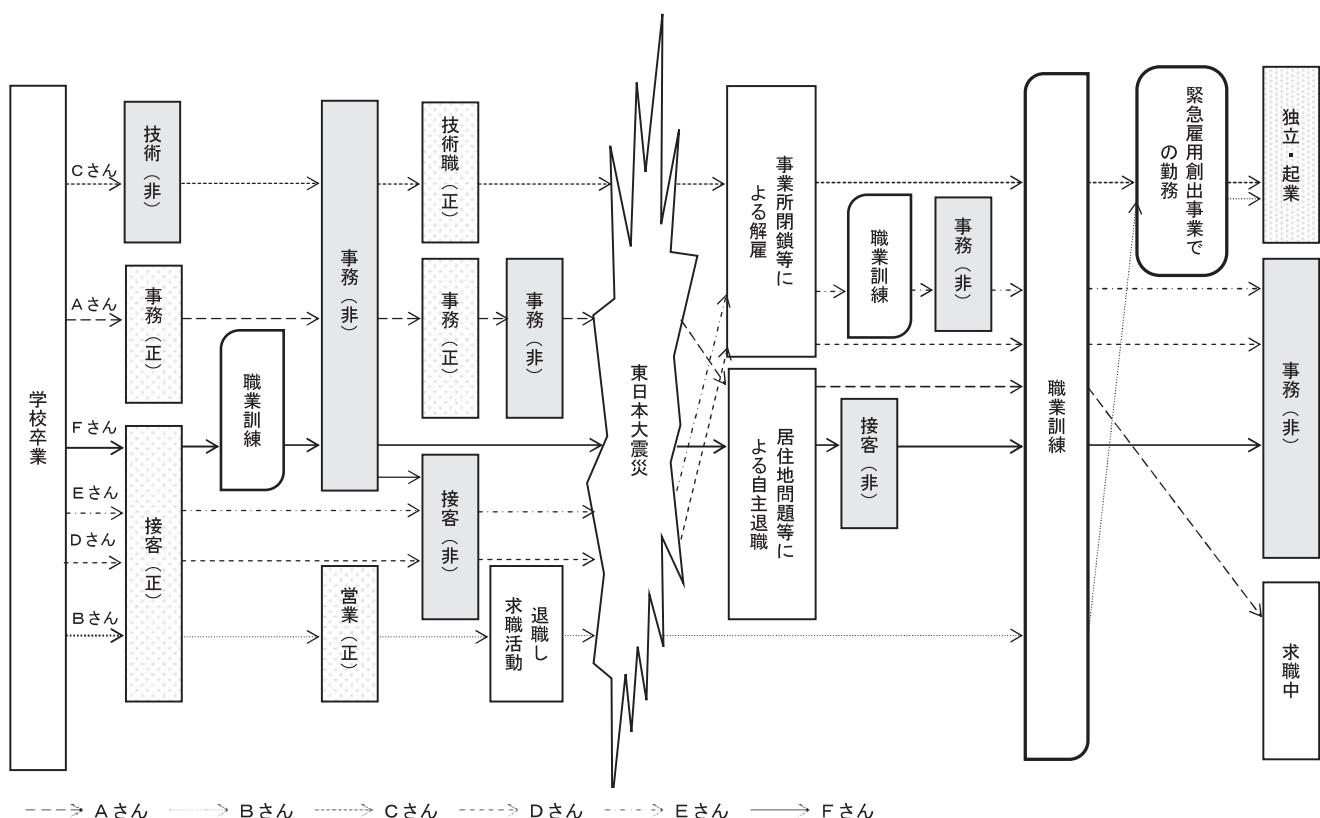


図1 インタビュー対象者の職業キャリア

「仕事しに行くのに、私、何か分からぬけど涙とか出てきたりとか、そういう感じだったのね。(中略) で、ずっとそれを続けていって、まず環境は何にも変わらないんですよ、精神的なものも。うん。どんどん仕事は増えてくるんですけど、やれる範囲が決まってるんで、パートっていうことだったので。(中略) あとは、退職する旨を伝えます了承していただいて、9月末で辞めるっていう形、取らせていただいた感じなんですね」(Fさん)

被災者の中には家族を失った人も多い。また、自分の家族は無事であっても、職場に遺族がいることもある。東日本大震災後、大切な肉親を亡くし悲しみに暮れる遺族を支援する「グリーフ（悲嘆）ケア」が注目されるようになったが、自分自身や周囲の人が強い悲しみに直面したときに対処するための基本的な知識を身につけていた人はほとんどおらず、退職せざるを得なかった状況が窺われる。

4－3. 職業訓練の受講状況

(1) 受講時期

職業訓練の受講時期は、それぞれの事情に応じて、震災直後の早い時期の人もいれば、1年以上経過した時期の人もいた。震災時求職中だったBさんと、震災により勤務先が閉鎖されたCさんは、被災直後の2011年5月から9月にかけて受講している。また、震災時、雇用保険の適用外だったEさんは求職者支援訓練を2011年4月から受講し、その後、パート勤めではあったが雇用保険適用の勤務を1年ほどし、2012年10月からは基本手当（いわゆる失業手当）を受給しながら公共職業訓練を受講した。

2012年4月から受講したAさんは、事務職で勤務していたパート先で雇用保険の適用外だったため、震災による退職後、接客の仕事をパートで行っている。Aさんは、震災以前にも職業訓練を受講して事務職のパートの仕事を得たのであったが、震災直後は自分が即戦力として採用されるのは、

かつて就いていた接客の仕事だと判断したことであった。その後、2回目の職業訓練を受講するに至っている。Dさんは、家族の被害状況の関係や、雇用保険の受給期間が特例で延長されたことで、震災後すぐには求職活動を行わなかったが、受給期間が終了する時点でハローワークに相談をして、2012年10月から職業訓練を受講することになった。Fさんは震災後も勤務を続けていたが、家族と相談し転居することにしたため2012年9月に退職をし、2012年10月から訓練を受けている。

震災直後は事業所の被災により大量解雇が行われたことが報道されたが、震災から半年ほど経過したあたりから、住宅の被災による仮設住宅や借り上げ住宅への転居に加え、被災地の復興が思うように進まず再就職先を確保するために事業所が多い都市への転居という事情により、自ら勤務先を辞めざるを得なかった人々の存在が可視化された。

転居の際は、家族構成（人数、年齢、健康状態、財政状況等）を考慮して居住地を選択しなければならず、これに伴い、職業訓練を受講できる時期も変わってくる。今後、仮設住宅や借り上げ住宅の居住期限が到来すれば求職活動に少なからず影響が出ることを、職業訓練のみならず求職者支援を行う側は認識しているはずであるが、被災求職者の状況は多様であるため、支援が行き届いていないのが現状である。

(2) 受講コースと訓練内容

先述したように、雇用保険の受給の有無により受講できる職業訓練は、公共職業訓練と求職者支援訓練に分かれるが、訓練で提供される内容は変わらない。インタビュー対象者が受講したコースは、Aさんが「訪問介護コース」、Eさんが震災直後は「IT基礎」で1年後の受講は「IT簿記」、他の4名が「IT基礎」であった。具体的な訓練内容についてはコース名だけで判断することはできず、例えば、Aさんの受講したコースは、「介護」に関する訓練以外にパソコンの技術も習得できるカリキュラムとなっている。「IT基礎」は、

P C技能をマスターするコースで、WordとExcel、さらに、Power pointの操作も加わる。また、Eさんの受講した「IT簿記」は簿記会計ソフトの使用方法を学ぶものではなく、「IT基礎」の内容に加え、「簿記」についてテキストを通じて学ぶものである。

なお、訓練で習得したWordやExcelの操作や簿記については、民間や公的機関で検定試験が実施されており、受験は任意とされたが、多くの受講生が積極的に受験をしたという。

(3) 受講の動機と手続き

「職業訓練」の存在は、多くの場合、雇用保険の手続きや求職活動でハローワークを訪れた際に知る。今回のインタビュー対象者では、Cさんが新聞広告を見てからハローワークに相談に行ったと話してくれたが、他の人は、ハローワークに行つた際に存在を知り、職員に相談をするか、あるいは職員から勧められて受講している。

受講コースについては、本人が希望する職種に直結するものがあればよいのだが、玄田（2012）が指摘しているとおり、失業時期や居住地、そのときの雇用失業情勢などで制限されるのが現状である。実際、今回のインタビュー対象者の受講の動機も、希望の職種に関連する訓練がなかったのでIT基礎コースを選んだ（Cさん、Eさん）、ハローワーク職員から勧められた（Bさん、Dさん）、P C操作はどの職種でも必要（Aさん、Cさん、Dさん、Fさん）、タイミングがよかつた（Bさん、Eさん）などであった。

また、職業訓練の受講にあたっては審査と試験が行われるので、必ずしも受講できるわけではない。例えば、Cさんは定員の2倍の申込があったこと、Fさんは22人の定員のコースに応募したところ試験会場に70人の受験者が来ていたことを話している。一方、Aさんが受講したコースは定員に達しておらず、Dさんが受講したコースは受講希望者が集まらず申込期限が延長されたという。

以上のように、求人と求職のミスマッチだけではなく、求職と職業訓練のミスマッチも発生して

おり、このことも玄田（2012）の「現状の求職者支援制度に過度の期待を抱くべきではない」という私見につながるのであろう。

4-4. 職業訓練の意義

職業訓練は、職務遂行に必要な技能や知識を付与し、就職とその後の継続雇用に結びつくものでなければならないが、そのときの雇用経済状況等により、必ずしも目的が達せられるとは限らない。ましてや、東日本大震災からの復旧・復興も道半ばという状況では、行政や訓練委託施設、そして、本人が努力しても、就職先がなかなかみつからないというのが現状である。

今回のインタビュー対象者の訓練後は、起業が2名、パート勤務が3名、求職中が1名であった。起業した2名は、職業訓練後、「緊急雇用創出事業」の「起業型事業」で経験を積み、そこで得たノウハウをもとに独立をしたものである。パート勤務の3名については、期間雇用であるため、時期がきたら就職活動を再び行う必要がある。

このように、訓練後に起業した2名を除けば正規雇用に至っていないのが現状であるが、今回受講した職業訓練については、全員が意義を感じている。訓練先（AさんとEさんについては、2回目の訓練先）はX社とY社というパソコンスクールを展開する会社の教室であったが、どちらも講師と訓練内容に対する評価が高かった。

(1) 講師に対する評価

まず、講師の教え方に対し、受講者は以下のように述べている。

「分からない人って何かに例えて教えてもらった方がわかるんですよ。なんか、パソコンの一環として言われると分からないんですけど、箱に入れるとかなんかそういう説明の仕方をするのですごく分かりやすかったです」（Aさん）

「担当の先生、さっき言ったんですけど、ものすごく丁寧なんですね。で、あの、一番感じたのは、できる人に合わせるんじゃなくてできない人の歩

幅に合わせてやってくれるから遅れないんですよ」
(Bさん)

「先生がもう、何か、これはこうですけど、でも実務だと、こうやって使うといいですよ、みたいな機能とかを教えてくれたりしたんで」(Eさん)

同じコースを受講していても、受講者の職務経歴はさまざまあるため、訓練内容の理解度に差が出る。また、年齢の幅もあるため、パソコンスキルなどの習得のスピードも違う。講師がその点を考慮し訓練の仕方を工夫していたことが評価されたのであろう。職業訓練が2回目であるAさんとEさんは、1回目の訓練のときより、今回の訓練時の講師の方がわかりやすかったとも述べていた。

(2) 訓練内容に対する評価

訓練内容については、以下のような感想が述べられた。

「ワード、エクセルのほかに、まあパワーポイントもやったんですけど、そのほかに、あの、面接した時の対応とか教えていただいて、緊張しながら、あぶら汗かきながらでしたけど、今思えばいい経験ですね」(Bさん)

「一般常識から、いろんな、人間としての、あの、対応とかもいろいろ教えていただいたらしくしてるので、楽しく、3ヶ月でしたけど、楽しく通うことができました。(中略) まあ最後の一言としたら、職業訓練本当に受けて良かったなと思いました。はい。今まであの、感じなかったことも感じたというか。うん。あの、次のステップに、こう、上れたというか」(Cさん)

「私の場合は（介護実習で）グループホーム2日とデイとあとホームヘルパーに行ったんですけど、全部できるし、なおかつここで何回もこう行ってるじゃないですか。結局卒業生。で、就職してる人もいますし。それはすごく良かったですね。行

くと、ああ、卒業生なんだ、とか」(Aさん)

受講者の語りからは、それぞれのコースで習得する介護やパソコン操作といった主要なスキルに加え、就職試験対策や一般常識が盛り込まれていること、また、委託訓練施設独自の修了生のネットワークや訓練生のモチベーション維持のサポート体制などが評価されていることが窺われた。

(3) 受講者の相互作用による癒しと再生

今回のインタビュー調査において、職業訓練の意義について、受講者たちが特に強調していたのは、受講者同士の相互作用であった。職業訓練は、「学びのコミュニティー」が生成され、ピア・サポート（仲間による支え合い）の機能を果たすことを、小形・上原・佐藤（2011）が指摘しているが、震災直後の職業訓練においては、この機能がいっそう顕著となり、被災求職者の心身を癒し、前向きな気持ちを呼び起こさせた。

「通ってる間も『うち、まだ電気ないんだよ』とか『水出でないんだよ』というような人が通ってて、『ここに来ると電気あるからいい』とか言ってる人もいたので。うん。で、『電気、うち、通ったんだよ』『ああ、良かったねぇ』ってみんなで、なんか喜んだりとか。うん。そういう絆がありましたね」(Aさん)

「（職業訓練後の緊急雇用創出事業への参加は）本当にその、隣りにその友達がいなかつたら絶対そこでは行けない縁だったと思うんですけど」(Bさん)

「でもみんなで、分からない人がいたら気にかけてくれて、『お互いひとりぼっちにさせないよう授業をしましょう』っていう、みんなの話し合いで決めたことだったので」(Dさん)

「そうですね。何か、みんな、『明日、面接だよ』って言っても、『がんばってねえ』とかっていう、

『今日、スーツ着てきて、あれなの?』とか、『大丈夫、大丈夫』みたいな声が、照れずにできたり。ま、『決まったよ』って言わなければうれしいし』(Eさん)

「3か月でこのぐらい、きゅうきゅうだったけど、このぐらいできるようになったんだっていうのは、自分の宝物になったし、いろんな人に出会えて、お話してきたことが、ほんとに宝物になったなっていうのはあります」(Fさん)

また、このような関係性が生成されるよう、X社もY社も訓練生同士がコミュニケーションを取りやすくするため、以下のような工夫をしていた。

「(X社では) 席も1週間おきとかに、こうずれていくんですね。みんなずらしていくので、みんなが仲良くなるようにみたいな、そういう配慮もしてくれて」(Bさん)

「(Y社では) 先生が、『じゃ、こここのクラスの決まりはみんなで決めましょう』ってなったときに、じゃ、孤立させないとか、あとみんなあだ名で呼ぶようにして仲良くしましょうとか、いろいろそういうのがあって」(Dさん)

「ピア・サポート」の機能を果たすための集団づくりにおいて、訓練施設の職員が決定的役割を果たすことは、先述した小形・上原・佐藤(2011)も報告している。X社もY社も、以上のような配慮は平素から行っていたであろうが、訓練生たちが物心両面において疲弊していた震災後の時期においては、彼・彼女らの絆をよりいっそう深める役割を果たしたのである。特にX社では、かつての職業訓練受講者が講師として勤務しており、職業訓練を行ったり、訓練生の相談に乗ったりしていた。経験者であるがゆえに受講者の立場がわかる講師は訓練生にとって心強い存在であったと思われ、ピア・サポートの機能がより強化されていたようである。

4-5. 天災地変後の職業訓練のあり方

4-4で述べたように、インタビュー対象者は職業訓練の受講内容等について一定の評価をしているが、同時に職業訓練制度やカリキュラム運営上の問題点も指摘していた。生活再建の初期段階という時期ゆえに発生している問題もあれば、受講時期に関わらず発生する問題もある。

(1) 生活再建初期段階ゆえの問題

東日本大震災は被害が甚大でしかも広範囲に及んだ。そのため、被災者間に著しい格差が生じている。津波被害の地域でも、住宅が流失した人もいれば無事だった人もいる。親族の死亡による家族構成の変化、住宅の被災による仮設住宅や借り上げ住宅への一時住まい、親族の住宅被災に伴う同居や別居、雇用の場を求めての転居など、被災者は多かれ少なかれ震災後のライフスタイルの変化を余儀なくされているが、被災者個々人により程度が違う。すでに定住先をみつけ新たな一步を踏み出そうとする場合と、未だ落ち着かず、今後の生活の見通しが立たない場合では、求職の際の条件も変わってくる。

このような中、精神的なストレスから仮設住宅から出られなくなってしまったり、失業給付の延長や義捐金の給付が行われたことにより勤労意欲が低下してしまったりするなど、メンタル面でサポートが必要な被災者も多い。

この問題については、今回のインタビュー対象者も自身の経験から憂慮しており、DさんとAさんは次のように述べる。

「(被災地では、) 娯楽ってパチンコとそれぐらいしかないんです。だから『結構パチンコ行ってる人、多いんだよ』っていう話を聞いてて、「えええ」みたいな。『雇用保険をもらいすぎも問題だよね』って」(Dさん)

「行きたくなくなる気持ちはまあ、被災して家にいてよく分かったんですけど。出たくない、人とかかわりたくない、そっから始まってしまうので。

(中略) 学校イコール生活のリズムを変えないための私は職業訓練だと思うので。(中略) やっぱりしつこいですけど、職業訓練とかやって、出る機会をつくってあげないと」(Aさん)

さらに、実家が漁業だというEさんは、水産加工業に従事していた男性高齢者の再就職が難しいことを懸念している。

「(職業訓練は) 年配の人向けのやつがあった方が。うちの実家も漁業やってたんで。それが全部、だめなんで。やっぱ母親とか、それも外で、漁業やってたけど、何か外で働いたことは、あんまりないんで。(中略) 母親はいいんですけど、父親の方がもっと、何か、入っていくのが大……、男の人の方が大変じゃないですか」(Eさん)

被災者がこのような状況に陥ることを防ぐには、災害直後の初期対応として、職業訓練の情報を提供することも必要かと思われる。

(2) 訓練生募集の方法と訓練コースの問題

東日本大震災前も職業訓練の受講者が少ないと指摘されていた。先述したように、今回のインタビューでも、応募者が殺到したコースと定員に満たないコースがあったことが報告されている。職業訓練の受講者は、失業率が高くなると増え、低くなると減るというように、雇用失業情勢に影響される¹¹。しかし、訓練生募集の方法や訓練コースの時期や内容、そして、受講条件などにも問題があることを、受講者は指摘している。

職業訓練の存在は、先述したようにハローワークに行って初めて知る人が多い。今回のインタビューではCさんが新聞広告を見ているが、そのCさんも「結構分からぬいでいる人が多いので」と話している。また、Aさんは自分が受講したコースについて、「紙（職業訓練の案内）とかも置いてあるじゃないですか。あれには、私、ここ載ってなかっただけ分かんなかったんですよ」と述べている。つまり、求職者自らが積極的に職員に働きかけて情報を引き出さなければ必要な情報が手に入

らなかったということである。たとえ、情報が公開されていたとしても、必要とする人が必要なときに情報を得ることができないという状況であれば、広報の手段を見直すなどの改善策を講じなければならないであろう。

さらに、訓練内容については、Cさんから次のような指摘があった。

「ただ職業訓練ってなってるので、どうなんでしょうと思いながら。はい。再就職のための機関っていう感じなんですよ。起業するための機関ではないのかな、なんて思いながら。うん。でも経営の勉強したい人はいっぱいいると思います」(Cさん)

Cさんは、Bさんとともに、職業訓練受講後に「緊急雇用創出事業」で実際のビジネス現場で企画立案などを行って給与を支給され経験を積むことができる「起業型事業」の研修を受講した。CさんとBさんは、その後、企業に再就職をするのではなく、自ら事業を起こすに至った。それは「起業型事業」に関わったを通じてやりたいことが明確になったからもあるが、地元では希望する職種での就職先が皆無に近かったことも理由である。

雇用の場が少ない地域においては、企業への就職が難しく、震災前から人口の流出が問題となっていたことは周知のことであるが、Cさんが指摘するように職業訓練は企業等に雇用されることを前提としてカリキュラムが組まれている。就職先が見つからないのであれば、職業訓練後に起業できるプログラムを提供し、地域の活性化につなげる取り組みも必要であろう。非正規雇用の割合が増え続けている今日、期間雇用で働くよりは起業して自己雇用の場を確保することも、就職の1つのかたちである。Cさんのように会社を設立してもよいし、Bさんのように個人事業主として独立する方法もある。今後、職業訓練においても起業コースを設けることを検討する価値はあろう。

5. 結論と今後の課題

以上、インタビューの結果から考察を行ってきましたが、結論と今後の課題は以下のとおりである。

5-1. 結論

(1) 被災求職者にとっての「職業訓練」の意義

インタビューから、被災求職者にとって、「職業訓練」は単なる就職の手段ではないことがわかった。

今回のような大規模災害が起きた場合、雇用保険の支給時期や期間、および、職業訓練の実施時期や内容を柔軟に変化させることにより、訓練生だけではなくその家族のメンタル面もかなり支援できることが明らかになった。職業訓練の期間は、職務知識や技能を身につけるだけではなく、働く意欲を失ったり、人との接触を拒んでしまったりする被災者が、「規則正しい生活」、「人との関わり」などを通じて疲弊した心身を癒して立ち直っていくまでのウォーミングアップの期間となりうるのである。

生活再建の目途や地域の復旧の進み具合がはっきりしない時期において、どのような内容の職業訓練を提供するかは非常に難しい問題であるが、以上の意義を踏まえたうえで、例えば、被災労働者が一時的にでも職種転換の受け入れを納得できるような職業訓練を提供し¹²、日々の生活のリズムを整えることに貢献できるようなカリキュラムを考えることも必要かもしれない。

また、単に雇用保険の失業給付の期間を延長するのではなく、職業訓練の受講と組み合わせるなどして、被災求職者を心身両面で支援するシステムづくりが望まれる。

(2) 災害後の「職業訓練」における配慮

以上のことから、災害後の「職業訓練」においては、被災者の心理や生活状況に配慮して訓練を行うことが求められる。被災したことによる転居、家族関係の変化、失業給付受給による就業意識の低下等々、被災者により状況はさまざまである。

X社やY社の講師のように、職業訓練を提供する側がある程度、状況を把握してサポートを行うことが、受講者の満足度を高めることになる。

(3) 雇用のミスマッチが続く状態で求められる「職業訓練」

とはいっても、就職に結びつかない「職業訓練」では問題である。震災直後の「震災等緊急雇用対策事業」については、松井（2013）が阪神・淡路大震災の教訓を生かしミスマッチに対応した旨を報告しているが、長期的にみると、雇用のミスマッチ問題は、18年前の阪神・淡路大震災当時と変わらず、解決の兆しが見えない。これは、産業構造と雇用形態の変化が原因であり、今後、非正規雇用がますます増えていくことが予想される状況においては、「職業訓練」の受講を正規雇用に結びつけるのはますます難しくなる。

よって、今後の「職業訓練」は別の視点から提供されることが必要となってこよう。例えば、たとえ非正規雇用であっても、契約が切れた際に職業訓練を受講すればすぐに次の仕事に就けるというような、産業構造の変化に即座に対応できる訓練などが求められよう。

また、企業への就職ではなく、「起業」を支援するコースも必要となってくるであろう¹³。

5-2. 今後の課題

以上のように、被災した女性求職者にインタビュー調査を行ったことで、災害直後の職業訓練に関する示唆が得られたが、今後の課題は以下のとおりである。

第一に、他の委託訓練機関の受講者にもインタビュー調査を行うことである。今回の調査では、職業訓練の委託先としてかねてより評判のよいX社とY社での受講者が対象となった。委託先は企画入札等で職業訓練の実施機関として適切と判断された機関であるが、それでも、講師の質や提供するカリキュラムの内容等に差が生じる。今後の職業訓練のあり方を考えていくためには、いくつかの訓練施設を比較することが必要であろう。

第二に、CAD や観光など別の訓練コースの受講者の調査も必要なことである。いまやほとんどの職種でコンピュータの使用が求められるため、委託訓練施設において提供される職業訓練は Word や Excel の操作技術が学べる I T 基礎（OA 基礎）が多くなってしまい、必ずしも企業側や求職者が求める職業訓練とはなっていないようである。よって、他の訓練コースの実施状況や受講者の評価についても検討する必要がある。

第三に、男性の受講者も対象とした調査を実施することである。今回は女性を対象としたが、震災前から若年労働者の早期離職が問題となっており、震災後は被災地の中高年男性の再就職の困難さが指摘された。雇用の安定に結びつく職業訓練について考察するには、男女ともに調査し、問題点や改善点を検討していくことが求められる。

第四に、失業者に対する職業訓練の機能をどのようにとらえるのかについて検討する必要がある。例えば、パソコン技術は職業能力の基礎となるが、この技術のみでは労働市場に参入して就職するには至らない。しかしながら、技術を身につけることにより就職情報を獲得したり、人的ネットワークを構築できるようになったりすれば、求職行動に変化を及ぼす。つまり、このような職業訓練で得た知識や経験がその後のキャリアにどのような意味をもたらすかを検証していくことが求められる。一般に雇用政策は、失業→訓練→就職という機能主義的モデルでとらえられるが、職業訓練の役割をより広く、柔軟にとらえる必要があり、この点についてもっと深く調査や考察をしなければならない。

【謝辞】

X 社および Y 社の社長およびご担当者の方には調査対象者のご紹介だけではなく、インタビュー時に応接室を使わせていただくなど、多大なご協力をいただきました。また、インタビューに応じてくださいました職業訓練受講者の方々には、未だ心身ともに落ち着かない中、震災時の体験や職業訓練に関するご感想やご意見についてお話ししい

ただきました。この場を借りて心より感謝申し上げます。また、本研究は、仙台青葉学院短期大学特別奨励研究費の助成を受けて行われました。助成について御礼申し上げます。

【参考文献】

- 浅野かおる（1999）「女性の求職者に対する職業訓練施策の展開－失業者対象訓練および短期訓練を中心に－」『職業と技術の教育学』12、pp. 41-56、名古屋大学
- 小形 美樹、上原 裕介、佐藤 敬（2011）「「学びのコミュニティ」を重視したヒューマン・スキル訓練の意義と成果－専修学校委託短期職業訓練の事例－」『研究紀要青葉』3(2)
- 玄田有史（2012）「震災対策にみる雇用政策の未来」『日本労働研究雑誌』No.622、pp.46-59、独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 厚生労働省（2012）『労働経済白書〈平成24年版〉分厚い中間層の復活に向けた課題』
- 竹信三恵子（2012）「震災とジェンダー－「女性支援」という概念不在の日本社会とそれがもたらすもの」『ジェンダー研究』第15号、pp.87-98、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター
- 東京都福祉保健局（2008）『災害時の「こころのケア」の手引き』、p.5、東京都立中部総合精神保健福祉センター
- 日本産業教育学会（2013）『産業教育・職業教育ハンドブック』大学教育出版
- 兵庫県（2011）『阪神・淡路大震災災害対策事例集（応急・復旧対策編）』17-8 公共職業訓練、兵庫県編集事務局
- 松井祐次郎（2013）「震災からの雇用の復興－被災者自身の手による雇用創出と被災者向け職業訓練に注目して－」『レファレンス』pp.55-78、国立国会図書館

【註】

- 厚生労働省職業安定局雇用政策課「被災 3 県の雇用状況について（平成25年7月分）」によれば、被災 3 県の有効求人倍率は、震災前の平

成23年2月は、岩手県0.51、宮城県0.53、福島県0.51であったが、震災から2年以上経過した平成25年6月には、岩手県1.03、宮城県1.25、福島県1.29となっており、どの県においても約2倍になっていることが分かる。

- 2 東日本大震災等の影響による失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、「起業支援型地域雇用創造事業」以外のもの。厚生労働省『厚生労働省ホームページ』「緊急雇用創出事業実施要領」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou3/dl/sesaku_03.pdf (検索日 2013年8月25日)

- 3 『労働経済白書〈平成24年版〉分厚い中間層の復活に向けた課題』「第1章第2節東日本大震災が雇用・労働面に及ぼした影響 2 東日本大震災に対する取組と被災地域の雇用情勢」による。

- 4 「【要請書】被災地における女性向け雇用支援策の拡充のお願い」では、1. 質の高い雇用の確保、2. 短時間でも安心して働く安定的な雇用の確保、3. 実践的、かつ多様な職業訓練の実施、4. 育児・介護の負担に配慮した柔軟な働き方の実現、5. 緊急雇用における男女別統計の収集・公表、6. 被災者に対する社会保障の配慮の6点を求めている。『東日本大震災女性支援ネットワークホームページ』
<http://risetogetherjp.org/?p=132> (検索日 2013年8月28日)

- 5 日本経済新聞2012年1月31日「失業手当が順次期限切れ 被災地女性「職がない」」、朝日新聞2013年3月4日「求人 求職 すれ違い」

- 6 東日本大震災女性支援ネットワークの要請書(前掲)では女性は被災下でますます家庭でのケア労働負担が重くなっていることも指摘している。代表の竹信三恵子は、被災女性が無償ケア労働者として搾取されている問題を、「震災とジェンダー－「女性支援」という概念不在の

日本社会とそれがもたらすもの」『ジェンダー研究：お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』(2012)で提起している。

- 7 職業訓練の状況については、宮城県がまとめた「宮城の職業能力開発事業概要」及びポリテクセンター宮城とハローワーク仙台で配布している求職者向けパンフレットやチラシから概要をまとめた。『宮城県ホームページ』「職業能力開発に関する計画及び事業概要」
<http://www.pref.miagi.jp/soshiki/sanzin/keikakusyu.html#H24-gaiyou> (検索日 2013年8月17日)

- 8 緊急人材育成支援事業（基金訓練）を恒久化するため2011年10月からスタートした制度である。

- 9 MAXQDA10は、質的研究用のツールであるQDAソフトである。

- 10 厚生労働省発表の平成25年度地域別最低賃金の全国一覧によると、東京が869円なのに対し、宮城県は696円で、173円の開きがある。

- 11 『産業教育・職業教育学ハンドブック』(日本産業教育学会編、2013、大学教育出版)では、離職者職業訓練には、2つのジレンマがあり、このことをそのうちの1つである「職業能力開発の幅と受講機会のジレンマ」として説明している。

- 12 前掲の東日本大震災女性支援ネットワークも、職業訓練については「実践的、かつ多様な職業訓練の実施」を求め、「パソコンの基礎を学んでも、それだけで仕事にはなかなか結び付きません。たとえば、パソコンの基礎とともに経理が学べるような、実践的な職業訓練や、希望する女性が建設関係の仕事にも参入できるよう、建設機械を使いこなすための実地訓練をともなった身のある職業訓練など、女性や肉体労働に向かない人々でも経済的に自立できる就労へ向けた多様な仕事の開発を促進して下さい」と要請している。

- 13 2004年のスマトラ沖地震・津波によって都市基盤の3分の1が破壊し、6万人以上の死者・

行方不明者が出たインドネシア国・バッダ・アチエ市では、震災後寄せられた多額の支援金で、職業訓練や福祉制度の改善など、数多くの事業が展開された。例えば、経済的福祉事業では、女性による手工芸ビジネスの起業を支援するなどして、手工芸技術の伝達からビジネスモデルの構築や受益プロセス確立に至るまで、包括的に修得できるプログラムを提供した。被災者を弱者としてではなく、可能性を持った個人として捉えるエンパワーメントの視点である。『東北復興新聞ホームページ』「宮城県東松島市インドネシア・アチエ市と復興のノウハウ共有 支援からエンパワーメントへ」(2013年7月30日)
<http://www.rise-tohoku.jp/?p=5287> (検索日
2013年8月29日)